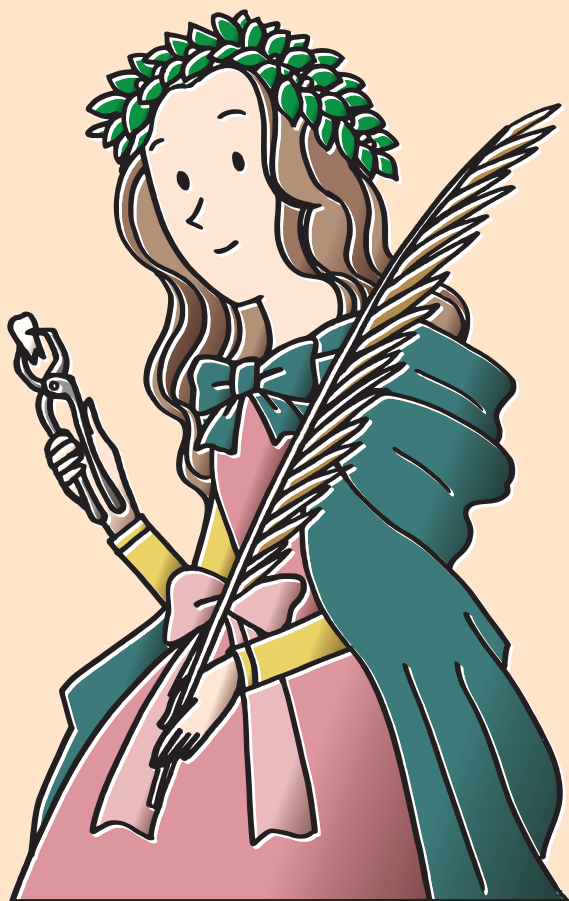


新しい 歯科技工士のために

2025年



一般財団法人 口腔保健協会



新しい CAD/CAM冠



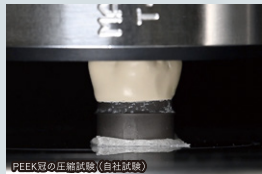
SHOFU BLOCK PEEK

大白歯
保険適用

CAD/CAM冠用材料(V)

高靱性で破折リスクが 低いいため薄い設計が可能

高い靱性を有する松風ブロックPEEKは破折リスクが低く、従来のCAD/CAM冠と比較して補綴装置を薄く設計することができます。保険材料として大白歯全般にご利用いただけます。



PEEKは高靱性

PEEK冠を金属支台歯に装着したモデルに対して圧縮試験を行い、高い靱性を確認しました。

圧縮試験動画
はこちら



松風ブロック PEEK

5個入..... ¥28,000

【サイズ】1種：サイズ14 【色調】1色：アイボリー、ホワイト

価格は2025年1月現在の標準医院価格(消費税抜き)です。

販売名..... 松風ブロック PEEK

一般的名称..... 歯科切削加工用レジン材料

承認・認証・届出番号... 管理医療機器 医療機器認証番号 303AGBZX00083A01

製品の詳細はこちらまで

www.shofu.co.jp

松風

検索



世界の歯科医療に貢献する

株式会社 松風

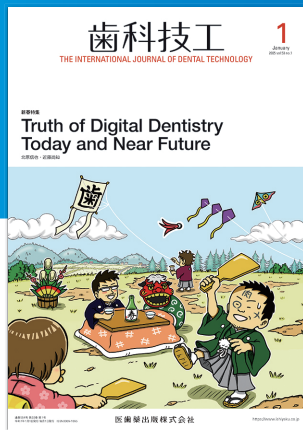
●本社：〒605-0883京都市東山区福福上高松町11 お客様サポート窓口(075)778-5482 受付時間8:30~12:00 12:45~17:00(土日祝除く) www.shofu.co.jp

●支社：東京(03)3832-4366 ●営業所：札幌(011)232-1114/仙台(022)713-9301/名古屋(052)709-7688/京都(075)757-6968/大阪(06)6330-4182/福岡(092)472-7595

基本から最先端まで、 歯科技工士として必要なことが わかるようになる専門誌

月刊

歯科技工



歯科技工がよりわかるようになる、
できるようになる雑誌

▶ 基本のラボワークから、最先端のデジタルまで。歯科技工にまつわるさまざまなテクニックやアイデアを紹介する月刊『歯科技工』。国内外の歯科最新事情や、ラボでのちょっとした息抜きまでも紹介していて、毎月読むと歯科技工士としてのスキルがどんどん身につきます。

【2025年 購読料】

A4判 / 104頁 / カラー

■ 通常号：定価 2,420 円
(本体 2,200 円 + 税 10%)

■ 別冊：定価 6,600 円
(本体 6,000 円 + 税 10%)

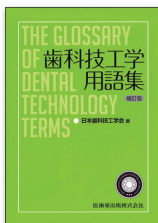
歯科技工学用語集

補訂版

日本歯科技工学会 編

歯科技工学分野の用語を
解説付きで編纂！
歯科技工関連用語の決定版！

■ B6判 / 420頁 / 2色刷り
■ 定価 6,160 円 (本体 5,600 円 + 税 10%)



月刊「歯科技工」別冊

超実践！ここで差がつく デジタル技工の設計と加工

インレー、クラウン、ブリッジ、デンチャー、インプラント

川端 利明 編

精度良く、短時間で、「無理なく無駄なく行える」実践的なデジタル技工のテクニック。デジタルデバイスの性能と機能を最大限に引き出すための的確な情報をまとめ、読者の実践へとつなげます。

■ A4判 / 136頁 / カラー
■ 定価 6,600 円 (本体 6,000 円 + 税 10%)



月刊「歯科技工」別冊

デジタル技工入門61のポイント

株式会社シノワ歯研 作業適正化委員会 編

デジタル技工を始めるにあたって、基本となるポイントを整理。あえてアドバンスな内容は控え、これからデジタル技工を始めようと考えている方に向けてわかりやすく解説。

■ A4判 / 120頁 / カラー
■ 定価 6,600 円 (本体 6,000 円 + 税 10%)



歯科技工別冊セレクション

アナログもデジタルも！保険も自費も!! 5年目までに押さえておきたい 67のポイント

株式会社シノワ歯研 作業適正化委員会 編

好評の「歯科技工別冊」をそのまま書籍化！
卒業5年目までに身に付けたい
技工テクニックを、67項目でまとめた、
若手歯科技工士の道標となる一冊！

■ A4判 / 112頁 / カラー
■ 定価 6,490 円 (本体 5,900 円 + 税 10%)



2025 年

新しい歯科技工士のために

法規解釈, 業務要覧

表紙 —— 聖アポローニア。アポローニアはキリスト教に殉じ、歯の神様としてあがめられている。
(参照 市来英雄：歯の聖女アポローニア，一般財団法人 口腔保健協会)

一般財団法人 口腔保健協会

推薦のことは

歯科技工士養成課程を卒業される皆様方に心からお慶び申し上げます。

これから、皆様方は、歯科医師をはじめとする歯科医療従事者や歯科器材関係者の方々等と協力のうえ、歯科技工の業務に従事されることとなります。

皆様方におかれましては、咀嚼・咬合機能の維持、回復に欠かせない補てつ物等を製作することにより、歯科医療の一翼を担うこととなりますので、日々、技能の向上に努め、歯科技工士の資格を有する社会人として立派に成長されることを期待しております。

歯科技工士の業務は、関連する法令等に基づき行われるものであるため、免許の申請をはじめ種々の手続きを行うことが必要とされています。したがって、これらの諸手続に関する知識を身に付けることも、歯科技工士としてとても大切なことです。

本書は、一般財団法人口腔保健協会のご尽力により、歯科技工士として必要とされる法令等の諸規則を簡潔にまとめたものです。

皆様方が本書に目を通し、歯科技工士と社会との繋がりを十分認識したうえで業務に就かれるとともに、必要に応じて本書を手引書として活用されることを願う次第です。

令和6年12月

厚生労働省医政局歯科保健課長

小 嶺 祐 子

序にかえて

ご卒業おめでとうございます。

皆さんは、これまでに習得した知識・技術をもとに歯科技工士国家試験に合格後、免許を取得して実務に就かれますが、その資格や職務には法律で定められた規則とそれに伴う手続きがあります。

皆さんの歯科技工士としての国家資格や職責の範囲、また歯科技工士となるために必要な諸手続きなど、当面、皆さんが戸惑われないための手引きとして、ここに最新情報をお届けいたします。

歯科技工士としてのスタート時における諸手続きについては、今日では一般財団法人 歯科医療振興財団がワンストップサービスを提供していますので、それほど困ることはないかもしれません。他方、規則等については都度に改定されますので、必要なときにQRコードから当サイトにアクセスしていただきたいと思います。

歯科界は、これからの皆さんの活躍に大きな期待を寄せています。今後のたゆまぬ精進を期待し、ご発展を祈念いたします。

なお、当サイトの維持・改編にあたりましては、厚生労働省医政局歯科保健課、公益社団法人 日本歯科技工士会、ならびに東京都福祉保健局より格別のご助力をいただいております。ここに感謝申し上げます。

2025年2月

一般財団法人 口腔保健協会
理事長 須田 英明

目 次

歯科技工士法の経緯	1
歯科技工士の免許と登録	5
免許と免許証	5
免許の条件	7
免許の申請	7
登録事項の変更	9
免許証の書き換え	9
免許証の再交付	9
登録のまつ消と免許証の返納	10
免許の取り消しと業務停止	10
就業歯科技工士の届出	11
指定登録機関	11
歯科技工士の業務	13
歯科技工業の独占	13
歯科技工指示書とその保存義務	14
業務上の注意	15
試験	16
試験の実施	16
受験資格	16
出願の手続き	17
試験の範囲および科目	19
合格証書	19
試験の厳正保持	19
指定試験機関	20

歯科技工所	21
歯科技工所の開設，休止，廃止	21
歯科技工所の管理	26
歯科技工所の広告	27
参照	30
歯科技工所の構造設備基準 歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び 品質管理指針について	
附則	37
就業歯科技工士数	53
歯科技工所数	56

歯科技工士法の経緯

歯科技工士法は、昭和30年8月16日（法律第168号）に歯科技工法として公布され、平成6年2月2日（法律第1号）の歯科技工法の一部を改正する法律により歯科技工士法となったものである。

歯科技工法制定の動機の1つは、歯科医療需要の増加にともない歯科技工業務が著しく増加し、歯科技工士に委託する機会が多くなったことがあり、2つめは、本来歯科技工は歯科医学の中の補てつ学、充填学、矯正歯科学あるいは歯科理工学などの理論に基づく科学的な技術であり、今日の進歩したこれらの関連学科を十分理解し、その技術に熟達していることが必要であること、3つめは、いずれの分野においても見られるとおり、関係方面から歯科技工について社会制度の確立が強く要望されていた、ということである。

この間の経緯と法律制定の主旨は、当時国会の提案理由説明によって簡潔に述べられているので、その要旨を記しておく。

歯科技工法提案理由（昭和30年、参議院社会労働委員会議事録より）

わが国の歯科医療の現況を見ますと、国民の大多数が歯科疾患に冒されているといっても、過言ではない状態でありまして、そのうち、義歯、充填、矯正に属する治療技術を必要とする患者はおびただしい数にのぼっているのであります。

わが国の診療に従事している歯科医師の数は、人口約3,100名に1人の割合でありまして、この程度では国民の歯科医療の需要を満たすのに不十分であり、また今後の歯科医師の需給の見通しも、将来の人口増加を考慮する場合必ずしも十分でないのであります。

しかるに、近年歯科医療に対する国民の需要が益々たかまって来つつあります関係上、歯科医療中の歯科技工につきまして、歯科医師のほか、いわゆる歯科技工士に委託する場合は次第に多くなり、これら歯科技工士と称する人々の役割が漸次高まって参りますとともに、その数が相当多きに上って参ったのであります。

しかるに、これ等歯科技工士につきましては、現在何等法的規制が加えられておらず、またこれ等の者の中で正規の職業教育を経た者は、極めて少数で、大部分は、従弟見習として習熟した者であります。

したがって、その技工内容も千差万別であり、国民の歯科医療を確保する上に基だ欠ける点が多かったのであります。

このような状態に鑑み、歯科技工士の資格を定めて、その資質の向上をはかるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、歯科医師の業務を適正に補足させることによって、歯科医療の普及と向上に寄与しようとするのが、この法案を提案致しました理由であります。

この法律は「歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律して、歯科医療の普及と向上に寄与すること」を目的として制定されたもので、その内容は2つの大きな分野から成り立っている。その1つは歯科技工士の資格とその業務についてであり、もう1つは歯科技工所に関することである。

歯科技工士の資格は、歯科技工士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けることである。この試験と免許は当初都道府県知事の試験及び都道府県知事の免許であったが、その後、歯科技工士の社会的地位の向上を図り、歯科技工士の業務がより一層適切に行われるように、昭和56年12月に厚生大臣の免許に、また試験も厚生大臣が毎年1回以上行うことに改正され、昭和57年4月から施行された。なお試験については、現在

は厚生労働大臣が指定した試験機関（一般財団法人 歯科医療振興財団）が実施している。

試験の受験資格は、文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者、厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者、又は外国の歯科技工士学校卒業者等で厚生労働大臣が日本の養成所卒業者等と同等以上の知識と技能を有すると認められた者に与えられる。

学校ならびに養成所の指定の基準とその手続は法令で定められている。このうち入学資格は中学校卒業程度、修業年限は3年以上であったが、教育の普及、向上と歯科医学の進歩に即応して昭和41年に、入学資格は高等学校卒業以上、修学年限は2年以上とし、学科課程等必要な改正が行われ今日に至っている。

歯科技工士の業務は、歯科医師及び歯科技工士でなければ行うことができない独占業務である。この業務を行うにあたっては必ず歯科医師の直接の指示又は歯科技工指示書によることとし、また印象採得など歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないなど注意規定（歯科技工士法第20条）が設けられている。

さらに、平成13年7月より業務上知り得た人の秘密を漏らしてはいけないとの守秘義務（歯科技工士法第20条の2）が追加され、欠格事由、罰則等も改正された。

一方歯科技工所については、その開設、変更及び休廃止は所在地の都道府県知事への届出制であるが必ず歯科医師または歯科技工士である管理者をおくよう義務づけられている。

歯科技工所の構造設備、品質管理については、平成17年3月に厚生労働省医政局長通知により「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」が示されており、構造設備基準について

は平成 25 年 4 月より施行の歯科技工士法施行規則に規定され、補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれのあると認められたときは、構造設備の改善を命ぜられ、これに従わないときは使用を禁止される。また必要に応じ歯科技工所の開設者等から報告の聴取や立入検査ができることとされ、更に広告についても厳しく規制されるなど、歯科技工士の業務が適正に運用されるよう図られている。



歯科技工士の免許と登録

■免許と免許証

歯科技工士とは、歯科技工士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けて、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者であつて、現在業務に従事していない者も含まれている。

歯科技工を業として行う者とは、くりかえし継続して歯科技工を行うことである。この場合報酬をとるかとらないかは問題にならない。

歯科技工士になるためには、厚生労働大臣から歯科技工士の免許（以下免許という）を受けなければならない。

この免許は、本人の申請に基づいて、厚生労働省に備えてある歯科技工士名簿に登録することによって行われるものである。すなわち歯科技工士という資格はこの名簿に、氏名、生年月日等政令で定められた事項が記載された時点から発生する。本人の申請書が受理された日でもなければ、また本人に免許証が交付された時でもない。したがって、たとえまだ免許証が届かなかつたり、あるいはなくして持っていない者、または再交付の申請をしている者などであっても、歯科技工士名簿に登録されているときは、歯科技工士としての資格を有し、歯科技工の業務を行うことができるものである。これと反対に、免許の取消しによって名簿から名前などが削除されたときは、免許証をもつていても歯科技工士の資格を失っていることとなり、歯科技工業を行うことは違反となる。

この歯科技工士名簿は、歯科技工士の身分台帳であり、戸籍である。普

通医師・歯科医師をはじめその他の医療関係者の場合には、医籍、歯科医籍など「籍」が使われているが、歯科技工士については「名簿」とされているのは、一層わかりやすくしたためで「籍」と同じ意味である。

歯科技工士名簿に登録される事項は、次のとおりである。

- (1) 登録番号と登録年月日
- (2) 本籍地都道府県名（外国人についてはその国籍）、氏名、生年月日、性別
- (3) 歯科技工士国家試験合格の年月
- (4) 免許の取消または業務の停止の処分に関する事項
- (5) 再免許の場合にはその旨
- (6) 免許証を書換交付または再交付した場合にはその旨ならびにその理由と年月日
- (7) 登録の消除をした場合には、その旨ならびにその理由と年月日

免許は本人に対する技能の証明であり、その人にのみ許されたものである。本人が死亡したときには当然無効となり、財産などのように相続されるものではない。

冒頭にも述べたように、免許は、一般の人に許されない歯科技工を行うために必要なものである。これが虚偽または不正の事実に基づいて取得されたときは、その弊害は著しいものがあるので、このような場合には、その免許は無効となるばかりでなく、さらに1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（または併科）ときびしい処置が定められている。

歯科技工士免許証は、厚生労働大臣が免許を与えたとき、すなわち歯科技工士名簿に登録したときに交付されるもので、名簿への登録を証明する文書であり、身分証明書である。一般にこの免許証を示すことによって、歯科技工士であることが証明される。

■免許の条件

歯科技工士の免許を受けるためには2つの条件が必要である。1つは免許を受けるためには、必ず備えていなければならない積極的条件で、これは歯科技工士国家試験に合格することである。もう1つは消極的条件または欠格事由と呼ばれているものである。

欠格事由には、次の3つが規定されている。第1は、「歯科医療または歯科技工の業務に関する犯罪または不正の行為があった者」で、歯科医師法違反あるいは歯科技工士法違反の行為である。第2は「心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」で、従来障害を特定していたものを、障害を特定しない欠格事由に改正したものである。第3は「麻薬、あへんまたは大麻の中毒者」である。

このような欠格事由が定められていることは、歯科技工の業務が正しく行われるようにしようとするものであって、懲罰的なものではない。

なお、これらの欠格事由があったにもかかわらず、誤って免許が与えられたことが後で判明したときは、その免許は当然無効であって、取消処分が行われる。

■免許の申請

免許を受けるには、申請書に必要な書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、厚生労働大臣は省令で定めるところにより、その指定する者（指定登録機関）に歯科技工士の登録の実施に関する事務を行わせることがで

きる（法第9条の2参照）。

この規定により、平成27年6月1日から厚生労働大臣が指定した登録機関は、下記財団である。

名 称 一般財団法人 歯科医療振興財団
住 所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
(歯科医師会館内)
TEL 03 (3262) 3381
FAX 03 (3262) 2179

申請に関する書類提出先は全て財団である。

なお、免許を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一. 歯科技工士国家試験の合格証書の写しまたは合格証明書
 - 二. 戸籍の謄本もしくは住民票の写し(日本の国籍を有しない者については、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し)
 - 三. 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
(注意、診断書は申請書に添付されているものを使用することが原則であるが、様式外の診断書を使用する場合には所定の診断項目が記載されている必要がある)
- 3 第1項の申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

(規則第1条の3参照)

登録事項の変更

歯科技工士の免許の有無は、歯科技工士名簿の登録によって確認されるものであるから、この名簿は常に本人の現状が記載されていなければならない。したがって、本人に本籍地の移動や、結婚、養子縁組などによる姓名の変更が生じたときには、30日以内に名簿の訂正を申請しなければならない。この場合これらの変更の事実を証明する書類として、戸籍謄本または戸籍抄本を必ず添付することが必要である。またこのときに後で述べる免許証の書き換え交付申請を一緒に行える。この申請書の提出期間（30日）を過ぎた場合には、遅延理由書を出さなければならない。

免許証の書き換え

本籍地の都道府県名、姓名等の変更によって免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証の書き換え交付を申請することができる。歯科技工士名簿の訂正は必ず行わなければならないが、免許証の書き換えは本人の自由意志にまかせており「申請することができる」としている。しかし、前にも述べたように、免許証は名簿への登録の証明書であることから、常に一致していることが望ましいので、書き換え交付を申請する方がよい。

免許証の再交付

免許証を焼失したり、紛失したときあるいは破れたり、汚れたときは、免許証の再交付を申請することができる。

免許証が破れたり、汚れたときには、申請書と一緒に、その免許証を提

出しなければならない。また免許証の再交付を受けた後で、なくした免許証を発見したときには、指定登録機関に旧免許証を5日以内に返納しなければならない。

この再交付申請も、「……申請することができる」であって強制されていない。このことは、免許の効力は名簿登録によって発生することから免許証がなくても支障がないからである。しかし、本人が常に免許証を手許におくことは便利であるから、再交付を申請する方がよい。

申請にあたって、再交付手数料3,100円が必要である。

登録のまつ消と免許証の返納

歯科技工士が自分の意思で歯科技工士の資格を返上したいとき、あるいは死亡または失そうの宣告をうけたときは、30日以内に届出義務者が登録のまつ消を申請しなければならない。この場合、免許証を指定登録機関に返納しなければならない。

届出義務者は、戸籍法によって、(1)同居の親族、(2)その他の同居者、(3)家主、地主、または家屋もしくは土地の管理人の順となっている。

申請期間である30日を経過したときに遅延理由書を添えないと書類不備として返納されるので注意が必要である。

免許の取り消しと業務停止

歯科技工士が、免許の条件の項で述べた、いわゆる欠格事由にあてはまった場合には、厚生労働大臣の判断によって免許の取り消しや、期間で定めて業務の停止を命ぜられることがある。これらの欠格事由が消失したと

きは、再び免許を受けることができる。

免許の取り消し処分を受けたときは、5日以内に免許証を指定登録機関に返納しなければならない。

■ 就業歯科技工士の届出

業務に従事している歯科技工士は、法律の規定により昭和57年を初年とする同年以降2年ごとの各年の12月31日現在で、法律で定められた書式にしたがって、氏名、年齢、性別、住所、登録番号、登録年月日、従事する場所、名称等一定の事項を、当該年の翌年1月15日までに、就業地の保健所を経由して都道府県知事に届け出なければならないことになっている。

この届出制度は、衛生行政の面から歯科技工士の分布とその業態を明らかにする必要があることから義務づけられたものである。

この届出義務に違反すると、30万円以下の罰金に処せられる。

従来は紙による届出のみであったが、令和5年1月の届出から、従事先の医療機関等で取りまとめた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となった（紙による届出も可能）。なお、医療機関等に勤務しない医療従事者は、紙による届出となる。

■ 指定登録機関

厚生労働大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者（指定登録機関）に、歯科技工士の登録の実施に関する事務を行わせることができる（法第9条の2第1項参照）と規定されており、平成27年6月1日、一般

財団法人 歯科医療振興財団が指定登録機関として、厚生労働大臣の指定を受け、免許の登録事務を行っている。

また、指定登録機関がこのような公的な事務を行う上での公平性を担保するため、役員を選・解任、事業計画、収支予算および登録事務規程についての厚生労働大臣の認可制度のほか、機関の役員・職員の職務上の秘密を守る義務およびそれらの者を刑法の適用上法令により公務に従事する職員として取扱うことなどが定められている。



歯科技工士の業務

■歯科技工業の独占

「歯科技工」を業として行うことのできる者は、歯科医師と歯科技工士にのみ許されたものであって、その他の者には禁止されている。その理由は、はじめに「歯科技工士法の経緯」の項で述べたように、その業務自体が非常に特殊で難しく、しかも、専門的な知識と技術が要求されているものであって、放置されると、粗悪品が作られ、歯科医療に多くの支障を来すからである。

ここで「歯科技工」とは、Aという特定の患者のため歯科医療に使用される補てつ物、充填物または矯正装置の作成、修理または加工を行う行為である。教育用の模型とか、見本の作成や補てつ物製作のための材料、たとえば、義歯製作のための人工歯の製造等は含まれない、あくまで特定の人の歯科医療のための製品に限定されている。

歯科医師が自分で診療している患者のために、自分で行っている補てつ物、充填物、矯正装置の作成、修理、加工という行為は、歯科医療の一環として行われるもので、歯科技工の部分のみを分離して規制する必要がないことから「歯科技工」の概念から除かれている。

ただし、歯科医師の行う行為でも、委託をうけて自分が診療していない患者のものを作成する場合は、「歯科技工」となる。

歯科医師または歯科技工士でない者が、歯科技工を業として行つたときは、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられる（または併科される）。

■ 歯科技工指示書とその保存義務

歯科技工士が、その業務を行うときには、必ず一定の事項を記載した歯科医師の指示書が必要である。実際問題としても、歯科医師からの委託を受けて業務を行うものであるから、何等かの指示がなければできないことは当然である。

この歯科医師の指示書を「歯科技工指示書」といい、歯科医師の指示が確実に守られ、業務が適正に行われるようにしたものである。

ただし、病院または診療所で、患者の治療を担当している歯科医師が、直接指示をして業務が行われる場合は、除外されているので必要はない。

この指示書について、歯科技工所あるいは病院、診療所の管理者は、当該施設で行われた歯科技工に係る指示書を歯科技工が終了した日から2年間保存する義務がある。

このことは、歯科医師の診療録や処方せんと同様であって、指示書のとおり歯科技工が行われたかどうかわかるようにされるとともに、指示書によって行われることを保証するためである。

この保存義務に違反すると30万円以下の罰金となる。また、指示書によらないで業務を行ったときも同様である。

歯科医療技術の進展、補てつ物の作成委託に係る形態及び物流システムの多様化に伴い国外で作成された補てつ物等の安全性についての関心が高まってきたことを踏まえ、より安心して安全な歯科医療を確立するため「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針」（平成23年6月）および「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」（平成24年10月）が策定された（詳細はp.31に記載）。

■業務上の注意

(1) 歯科技工士が、その業務を行うにあたっては、歯科医業に属する行為に抵触しないよう、特に注意することが必要である。

歯科技工士法では、その業務を行うにあたっては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないと規定している。

印象採得等々の行為は、すべて歯科医業の範囲に入るものであり、特に歯科技工と密接な関係をもっているので、例示して禁止したものである。

この規定に違反したときは、歯科技工士法の違反ではなく、歯科医師法の違反として罰せられることになり、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられる（または併科される）。この場合、さらに歯科医師またはこれに類似した名前、たとえば「歯科技工医師」などを用いて行ったときは、3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金（または併科）と重くなる。

(2) 平成13年7月16日に施行された「障害者等に係る欠格事由の適正化を図るための医師法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第87号）により、歯科技工士法も一部改正され、障害を特定しない欠格事由（前出）となった他、罰則（刑期、罰金額）も引き上げられた。

さらには歯科技工士は、歯科技工士でなくなった後においても正当な理由がなく、業務上知り得た人の秘密を漏らしてはいけないとの守秘義務が追補された。

この守秘義務に違反すると50万円以下の罰金となる。

試 験

試験の実施

法第12条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも1回行う。

歯科技工士国家試験は厚生労働大臣が、毎年少なくとも1回は行うことになっている。試験を実施する期日および場所、願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告することとなっている(規則第6条参照)。

厚生労働大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者(指定試験機関)に試験の実施に関する事務(試験事務)を行わせることができる(法第15条の3第1項参照)。この規定により厚生労働大臣が指定した試験機関は下記財団である。

名 称 一般財団法人 歯科医療振興財団

住 所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

TEL 03 (3262) 3381

出願に関する書類提出先は全て財団である。

受験資格

法第14条 試験は、下記の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 2 都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- 3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる

者

- 4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

歯科技工士学校、養成所は、新制高等学校卒業程度の者を入学資格とし、それぞれ歯科技工士学校養成所指定規則により文部科学大臣または都道府県知事の指定を受けたものである。

■出願の手続き

受験者は、受験願書に、次の書類を添えて提出しなければならない（規則第7条参照）。

- 1 法第14条第1号又は第2号に該当する者であるときは、卒業証明書（注、文部科学大臣または都道府県知事の指定した歯科技工士学校または養成所を卒業した者の場合）
- 2 法第14条第3号に該当する者であるときは、歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- 3 法第14条第4号に該当する者であるときは、同号に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 4 写真（出願前6カ月以内に脱帽で正面から撮影した（縦6センチメートル横4センチメートル）もので、その裏面には（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること）

歯科技工士国家試験受験願書

フリガナ 氏名					性別	男	受験番号	※
						女		
生年月日	昭和 平成	年	月	日	本籍 (国籍)	都道府県	受験希望地	
現住所	都道府県 市郡 区							
(郵便番号 -) 電話番号 ()								
養成施設名								
最終学歴	年卒業 (見込)							
受験資格 (該当項目に ○印をつけること。)	資格該当項目					添付書類		
	法第14条	第1号該当				・卒業証明書		
		第2号該当						
		第3号該当				・歯科医師国家試験等を受けることができる者である旨を証する書類		
		第4号該当				・厚生労働大臣の認可を受けたことを証する書類		
連絡先	電話番号 () (内線)							

上記により、歯科技工士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和 年 月 日

一般財団法人 歯科医療振興財団理事長 殿

氏名

●記載については、裏面の記入要領によること。

■試験の範囲および科目

法第11条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

規則第8条 試験の科目は、次のとおりとする。

学説試験 歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，関係法規

実地試験 歯科技工実技

以上、試験の実施範囲および内容は、学校、養成所において修得した知識技能について、歯科技工士として必要な範囲を理解し、歯科技工士の免許を与える資格があるかどうかを試験するものである。

■合格証書

試験に合格した者には、厚生労働大臣から合格証書が交付される。

(規則第9条参照)。

■試験の厳正保持

歯科技工士試験委員は、試験の問題の作成および採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない(法第13条、第15条の5参照)。この規定に違反した場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられる(法第29条参照)。

また、試験に関して不正行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、またはその試験を無効とすることができる。この場合においては、その処分を受けた者について期間を定め

て試験を受けることができないものとすることができる(法第15条参照)。

指定試験機関

厚生労働大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者(指定試験機関)に、試験の実施に関する事務(試験事務)を行わせることができる(法第15条の3第1項参照)と規定されており、平成27年6月1日、一般財団法人 歯科医療振興財団が指定試験機関として厚生労働大臣の指定を受け、試験事務を行っている。

前に記したように、厚生労働大臣の指定する日の翌日から知事にかわって厚生労働大臣が試験の実施およびそれに付随する事務を行うこととなっているが、行政簡素化の見地から、実際にはこの規定により指定試験機関が試験事務を行うこととなる。

また、指定試験機関がこのような公的な事務を行う上での公共性を担保するため、指定登録機関と同様の規定が設けられている。

歯科技工所

歯科技工所とは、歯科医師または歯科技工士が、業として歯科技工を行う場所である。病院、診療所内で、診療中の患者の歯科技工を行うときは、その病院、診療所の一部と見なされ歯科技工所とはならない。

しかし、病院、診療所であっても、そこで診療している患者以外の者についての歯科技工が行われる場合は、歯科技工所としての規制を受けることになり、歯科診療所と歯科技工所との両方の性格をもつことになる。

歯科技工所は、その業務が適正に、また衛生的に行われるように、構造、設備はもちろん、広告など管理の面においてもいろいろ制約がもうけられている。

■歯科技工所の開設、休止、廃止

歯科技工所の開設者は、歯科医師または歯科技工士はもとより、それらの資格のない者でも差し支えなく、また、いずれも届け出制となっている。

歯科技工所を開設したときは、その開設者は、開設後 10 日以内に、次のことから歯科技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。また、届け出をしたことに変更があったとき、あるいは、その歯科技工所を休止や廃止したとき、さらに休止したものを再開したときは、10 日以内に、その旨を届け出ることが義務づけられており、これらの手続きを怠ったときは 30 万円以下の罰金である。

(1) 開設したときの届出事項

(イ) 開設者の住所と氏名（法人のときは、その名称と主な事務所の

所在地)

(ロ) 開設の年月日

(ハ) 名称

(二) 開設の場所

(ホ) 管理者の住所と氏名

(ヘ) 業務に従事する者の氏名ならびに当該者が第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物または矯正装置の設計とこれに付随する業務を行う場合は、その旨と当該者の連絡先

(ト) 構造設備の概要および平面図

これらの届け出事項のなかで、(ロ) 開設の年月日を除く事項に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

歯科技工所開設届の様式

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

保健所長 殿

開設者住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

開設者氏名(法人にあっては代表者の職氏名)

㊟

歯科技工所開設届

下記のとおり、歯科技工所を開設したのでお届けします。

記

1, 名 称	
2, 開 設 の 場 所	電話() 番
3, 開 設 年 月 日	
4, 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	

5, 業務に従事する者の氏名			
6,	病院, 診療所等に併設する場合はその施設の名称, 所在地及び診療科名		
7,	現に他の歯科技工所を開設し, 管理し, または勤務している場合は, その名称及び所在地		
8,	歯 科 技 工 室		
	室 面 積 イ [その他の室と同室 の場合はその使用 面積]		
ロ	採光照明等の状況		
ハ	給 水 設 備		
ニ	火気を使用する場所の防火設備		
ホ	薬品, 材料等の保管方法		
ヘ	材料, 廃品等の処理方法		
ト	その他の必要事項		
9,	建物の構造概要及び平面図 (別添)	建 葺 階建	建築面積 m ² 延面積 m ²
備考 1. 開設者が歯科医師及び歯科技工士の場合は, 免許証の写及び履歴書を添えること。 2. 開設者が法人の場合は, 定款, 寄附行為等を添えること。 3. 平面図はすべて縮尺1/100とし, 歯科技工室の平面図については機械, 器具等の配置を記入すること。 4. 敷地の平面図及び附近の見取図を添付すること。			

歯科技工所開設届出事項中一部変更届の様式

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

保健所長 殿

開設者住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

開設者氏名(法人にあつては代表者の職氏名)

㊟

歯科技工所開設届出事項中一部変更届

下記のとおり、管理者を(または……を)変更したのでお届けします。

記

1. 名 称
2. 開設の場所
3. 開設届出年月日及び同番号
4. 変更した理由
5. 変更した事項 イ 変更事項 ロ 変更前 ハ 変更後

(備考) 1. 開設届出事項のうち建物の構造及び用途変更の場合は、縮尺
1/100の平面図を添えること。

2. 管理者の変更の場合は、免許証の写及び履歴書を添えること。

特例技工士の場合は、特例技工士届出受理証明書の写及び履歴書とする。

歯科技工所休(廃)止届の様式

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

保健所長 殿

開設者住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

開設者氏名(法人にあつては代表者の職氏名)

㊟

歯科技工所休(廃)止届

下記のとおり、歯科技工所を休(廃)止したのでお届けします。

記

1. 名 称
2. 所 在 地
3. 開設届出年月日及び同番号
4. 休(廃)止した理由
5. 休(廃)止した年月日
6. 休止の予定期間

歯科技工所再開届の様式

第4号様式	年	月	日
保健所長	殿		
	開設者住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)		
	開設者氏名(法人にあっては代表者の職氏名)		
			㊦
	歯科技工所再開届		
	下記のとおり、歯科技工所を再開したのでお届けします。		
	記		
1. 名	称		
2. 所	在	地	
3. 開設届出年月日及び同番号			
4. 休止の届出年月日			
5. 再開の理由			
6. 再開の年月日			

開設届および休廃止届等について国で定めた様式はないが、東京都で定めたものを挙げておく。

(なお、開設届および休廃止届等の様式については、2021年1月時点のもので、押印欄は今後廃止となる予定です)

東京都においては開設届、休止、廃止および再開届は、いずれも正副2通提出することになっている。これは、これらの届出書が受理されると、收受年月日と收受番号が記入された1通が返戻されるためである。

また、厚生労働省では「歯科技工所の開設届出に関する証明書」の様式を作成しており、都道府県における開設届出に関する証明書発行に対する適切な対応を求めている。

歯科技工所の管理

歯科技工所には、必ず歯科医師または歯科技工士である管理者をおこななければならないことになっている。開設者は誰でもよいが、歯科技工所の特性から、その業務の運営と管理についての総括的な責任者として、歯科医師または歯科技工士であることが必要とされているからである。したがって管理者は、歯科技工所に働く歯科技工士その他の従業員を監督し、業務が円滑に行われるよう常に注意することが要求されている。

歯科技工所の構造設備基準については、平成 24 年 10 月に歯科技工士法施行規則に定められ（施行：平成 25 年 4 月 1 日）、また同月には「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」の通知が厚生労働省医政局長名で都道府県知事・保健所を設置する市の市長ならびに特別区長に対し出された（詳細は p. 31 に掲載）。

これらの構造設備の上に不備の点や、製作される歯科補てつ物等が衛生上有害な影響をうけるおそれがある場合には、都道府県知事は、開設者に対して改善命令を出すことができることになっている。

この命令に従わないときは、改善が行われるまでの間、その歯科技工所の全部または一部の使用が禁止され、さらに、この処分に違反して使用すると、6カ月以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金（または併科）さらには法人（または人）へも 30 万円以下の罰金（両罰規定）に処せられる。

定められた規定が守られ、義務の円滑な実施を確保するため必要があるときは、都道府県知事（歯科技工所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長）は、歯科技工所の開設者または管理者から必要な報告を提出させ、あるいは歯科技工所に立ち入り、清潔保持の状況や、構造設備をはじめ、歯科技工指示書などの関係書類を検査

する権限が与えられている。

立入検査のときには、その身分を示す証明書を持参しており、請求があれば、これを提示することになっている。

要求された報告を出さなかったり、あるいは嘘の報告をしたり、または関係吏員の検査を拒んだり、妨害や忌避した者に対しては30万円以下の罰金となっている。

■ 歯科技工所の広告

歯科技工所の所在地等を知ることは、歯科医師にとって必要なことであり、歯科技工についての広告を一切禁止することは不便である。

歯科技工所は、歯科医業の補足的な役割を果すものであって、直接患者に接して、その業務を行うものではないことから、密接な関係をもつ歯科医師に対して必要な広告ができれば十分である。

この広告が無制限に放任されると、虚偽や誇大な広告に走り、あるいは直接患者について義歯などの製作を行うような誤解を招くなど非常な弊害を及ぼしてくる。また歯科医師や歯科技工士の品位をおとすようなことは、広告させないことが望ましいなどから、きびしい制限が行われている。

広告のできる事項は、p. 28 に示すとおりで、この他のことは一切禁止されている。

ここでいう広告とは、単に表看板に書くばかりでなく、文書、口頭、テレビ、ラジオ、映画等を利用する場合も、すべて含まれるので注意されたい。これに違反すると、30万円以下の罰金である。

広告のできる事項

法第 26 条

1. 歯科医師又は歯科技工士であること
2. 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
3. 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
4. その他、都道府県知事の許可を受けた事項

これらの広告についても、本人の技能、経歴あるいは学位に関すること、また、その内容が虚偽であってはならないとされている。

特に都道府県知事の許可を受ける場合の申請書の様式について、東京都が定めたものは、次のようである。

法定外広告事項許可申請書の様式

第 5 号様式(第 6 条関係)

年 月 日

東京都知事

殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては代表者の職氏名)

㊟

法定外広告事項許可申請書

下記のとおり、歯科技工士法第 26 条第 1 項第 4 号の規定により、広告事項を許可するよう申請します。

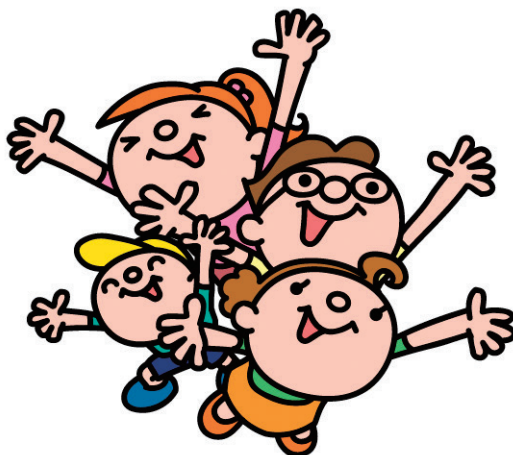
記

1. 歯科技工所の名称及び所在地
2. 広告しようとする事項
3. 許可を受けようとする具体的理由
4. 許可に関し、参考となる事項
(参考書類は、別添のとおりです。)
5. 広告の方法

なお、平成 23 年 10 月には厚生労働省医政局歯科保健課長通知として広告と
ならない具体例が示されている。

1. あらかじめ同意の得られている者に対して送付されるダイレクトメール、
ファクシミリ、Eメール、チラシ、パンフレット
2. 歯科技工所に関するホームページ等
3. 専門誌等で発表される学術論文、学会における研究発表
4. 歯科技工所の職員募集に関するもの

ただし、上記 2 に該当するものであっても、バナー広告、検索サイト上で検
索した際にスポンサーとして表示されるもの等、また、上記の 3、4 に該当する
ものであっても、あらかじめ同意の得られていない医療機関関係者に対して送
付される場合は、広告に該当するおそれがある。



(参照)

歯科技工所の構造設備基準

歯科技工士法施行規則第 13 条の2

歯科技工士法第 24 条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

1. 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
2. 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
3. 手洗設備を有すること。
4. 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
5. 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
6. 照明及び換気が適切であること。
7. 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
8. 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
9. 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
10. 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
11. 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
12. 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
13. 前条第一項第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物、又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。

医政発第 1002 第 1 号 平成 24 年 10 月 2 日
歯科技工を行うために必要な設備及び器具等

防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、模型整理棚、書籍棚、救急箱、防塵装置（室外排気が望ましい）、歯科技工用作業台、材料保管棚（保管庫）、薬品保管庫

歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について

医政発 0331 第 47 号 令和4年3月31日

1. 目的

この指針は、歯科技工所における歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理に関する事項を定めることにより、歯科補てつ物等の質の確保を図ることを目的とする。

2. 定義

- 1) この指針で「開設者」とは、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項に規定する歯科技工所を開設した者をいう。
- 2) この指針で「管理者」とは、歯科技工士法第22条に規定する歯科技工所の管理者をいう。なお、管理者は、歯科技工に係る実務経験を5年以上有する者が望ましい。
- 3) この指針で「歯科補てつ物等」とは、歯科技工所で作成し、修理し又は加工される歯科補てつ物、充てん物又は矯正装置をいう。
- 4) この指針で「作成等」とは、歯科技工士法第2条に規定する「特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し又は加工すること」をいう。
- 5) この指針で「指示書」とは、歯科技工士法第18条に規定する歯科医師の指示書をいう。

3. 開設者の義務

開設者は、管理者が業務を遂行するに当たり、支障が生ずることのないようにしなければならない。

4. 指示書に基づく作成等管理及び品質管理に関する文書

- 1) 開設者は、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに、以下の事項について記載した歯科技工録を作成し、保存しなければならない。歯科技工録は、番号、日付、氏名等を記載するなど、指示書を容易に特定できるものであること。ただし、当該歯科補てつ物等に係る作成等工程の一部を指示書に基づき他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作業工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。
 - ① 作成等に用いる模型等と指示書とを発行した歯科医師から受託した年月日
 - ② 患者の氏名
 - ③ 作成等部位及び設計
 - ④ 作成の方法（作成等手順）
 - ⑤ 使用材料（使用主材料の品名ならびにロットもしくは製造番号）
 - ⑥ 歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を管理した記録

- ⑦ 歯科補てつ物等の最終点検及び検査を完了した年月日
- ⑧ 歯科補てつ物等を委託した歯科医師等に引き渡した年月日
- ⑨ 歯科補てつ物等の設計等をリモートワークで行った場合は、その旨とリモートワークを行った場所
- ⑩ 歯科技工の工程の一部について、歯科補てつ物等の作成等に用いる機器を共同利用した場合は、その旨と当該工程を行った歯科技工所名（共同利用する機器を所有する歯科技工所の名称等）
- ⑪ その他必要な事項

なお、歯科技工録については、現時点では別添の表1及び表2を参考にすることとし、CAD/CAMを用いた歯科技工の際の参考様式については追ってお示しする。

- 2) 開設者は、5.から9.までに規定する工程管理、点検・検査、苦情処理等、自己点検及び教育訓練の手順に関する文書（以下「手順書」という。）を作成しなければならない。ただし、当該歯科補てつ物に係る作成等工程の一部を他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作成等工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。
- 3) 開設者は、歯科技工録を指示書とともに作成の日から3年間保存すること。なお電磁的保存等に係る基準については指示書に準ずるものとする。令和5年3月31日までは、従前どおり本指針に基づき歯科技工録を作成し、2年間保存することとされているため留意すること。
- 4) 開設者は、都道府県知事及び医療機関等から歯科技工録の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう整備しておくこととする。

5. 工程管理

開設者は、管理者に、歯科技工録及び手順書に基づき、以下の歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を適切に管理させなければならない。

- 1) 指示書に基づき、適正な方法による作成等を行うこと。
- 2) 管理者又はあらかじめ管理者が指定した者が最終点検及び検査を行うこと。
- 3) 構成部品等（歯科補てつ物などの作成等に使用されるもの、原料、材料、中間物及び歯科補てつ物等をいう。以下同じ。）及び作成等用材料物質を適正に保管し、出納を行い、及びその品名並びにロット又は製造番号等記録を作成すること。
- 4) 歯科技工録に関する記録を作成すること。
- 5) 構造設備の保守点検を行い、その記録を作成すること。
- 6) 作成等工程において、歯科補てつ物等の質に影響を及ぼす環境上の条件について点検を行い、その結果を記録すること。
- 7) 3)から5)までの記録、あるいはその工程管理に際しては、守秘義務に十分に留意すること。

8) 3)から6)までの記録により、作成等工程管理が適切に行われていることを確認すること。

9) 3)から6)までの記録を本指針 4.1)⑥として記録すること。

6. 歯科補てつ物等及び機器の点検・検査

開設者は、管理者に、歯科技工録及び手順書に基づき、以下の歯科補てつ物等及び機器の点検・検査に係る業務を適切に管理させなければならない。

- 1) 歯科補てつ物等の点検及び記録の保存に必要な設備及び器具を備えていること。
- 2) 適正な方法により構造設備及び機器の点検・検査を行うこと。なお、歯科技工作業を行うのに必要な機器の保守点検は1年に1回以上必ず実施すること。
- 3) 構成部品等を定期的に点検・検査し、これを記録すること。
- 4) 3)に掲げる記録を作成の日から2年間保存すること。

7. 苦情処理等

開設者は、管理者に、歯科補てつ物等の品質等に関して当該委託歯科医師又は当該歯科医師を経由して特定人から苦情があった場合、又は歯科補てつ物等の品質等に問題があると認められた場合には、手順書に基づき、次に掲げる事項により適切に管理させなければならない。

- 1) 当該委託歯科医師からの苦情又は当該歯科医師を経由した特定人からの苦情に対しては、歯科技工録を点検し、原因を究明するとともに、作成等管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 2) 当該歯科技工所に起因した歯科補てつ物等の品質等に関する問題に対しては、その原因を究明し、作成等管理及び品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 3) 1)又は2)の後に歯科技工録を点検し、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録等を作成し、当該委託歯科医師に報告すること。
- 4) 3)の記録は、3)で当該委託歯科医師等に報告した年月日とともに本指針 4.1)⑥として記録すること。

8. 自己点検

1) 開設者は、管理者又はあらかじめ指定した者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を適切に管理させなければならない。

① 当該歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。

② 自己点検の結果を管理者に対して報告すること。

2) 管理者は、自己点検の結果に関して、自己点検が適切に行われていることを確認しなければならない。

3) 開設者は、定期的な自己点検の結果を管理者から聴取し、作成等管理及び品質管

理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を講じなければならない。

9. 教育訓練

開設者は、手順書に基づき、次に掲げる事項を適切に行わなければならない。

- 1) 管理者は、関係機関、関係団体等が開催する研修会等を積極的に受講すること。
- 2) 作成等管理に関する教育訓練を計画的に実施すること。
- 3) 開設者は、教育訓練の実施の記録を管理者及び従業者ごとに作成し、その作成の日から2年間保存すること。

10. 指示書に基づき作成等工程が2以上の歯科技工所にわたる作成等

1) 指示書に基づき歯科補てつ物等の作成等工程の一部を他の開設者（以下「二次受託者」という。）の歯科技工所に引き継ぐ開設者（以下「一次受託者」という。）は、当該二次受託者と当該作成等工程における作成等管理及び品質管理の適切な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

- ① 当該分担工程の範囲
 - ② その作成等に関する技術的条件
 - ③ 引継ぎ時における、委託歯科医師による指示について二以上の管理者による確認及び品質管理・点検の方法
 - ④ その他、歯科補てつ物等の作成等の作成等管理及び品質管理の適切な実施を確保するために必要な事項
- 2) 一次受託者及び二次受託者は、双方の取決め事項を歯科技工録又は手順書に記載しなければならない。
- 3) 指示書に基づき作成等工程が2以上にわたる歯科技工所のすべての管理者は、委託歯科医師及び2以上にわたる歯科技工所管理者の間の連絡を密にし、共同して歯科補てつ物等の質の確保を図るものとする。

11. 機器の共同利用による歯科補てつ物等の作成等

1) 指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等を行う際に、当該歯科補てつ物等に係る作成等工程の一部を他の歯科技工所の機器を共同利用する場合、「歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所」の歯科技工士は、歯科技工録に、4.1) ⑩の事項を記載する。この場合、「共同利用する機器を所有する歯科技工所」において行った内容等を含めて記載すること。

2) 「共同利用する機器を所有する歯科技工所」の管理者は、共同利用する機器ごとに以下の事項について記載した記録を作成し、保存しなければならない。

- ① 共同利用した日時
- ② 共同利用した「歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所」の名称等
- ③ その他必要な事項

表1 歯科技工録（歯冠補てつ物の標準的作成工程、作業チェック項目・評価表）

治療内容	作業製作工程	作業チェック項目	評価
1 初診(診査・診断)	歯科技工受託	受託年月日	平成 年 月 日
概形印象	石膏注入	印象面の變形・気泡 模型材の種類 混水比	變形()・気泡() 普通石膏()・硬石膏()・超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
	指示書	研究模型	模型の形態 指示内容確認()
2 支台歯形成			
	指示書	暫間被覆冠 個人トレー・個歯トレー	部位・形態・咬合関係・色調 外形・ハンドル位置・スパーサ ー
3 印象採取 (精密印象)			
		印象面の變形 支台歯形成面・残存歯部の気泡 形成辺縁部の明示	變形() 支台歯部気泡()・残存歯部気泡() 辺縁部明示()
	模型材注入	模型材の種類 混水比	硬石膏()・超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
4 咬合採得			
指示書		設計(種類)使用材料・納品日・ 担当医	指示内容確認()
	作業模型	模型の種類 歯型辺縁部の明示 辺縁部のトリミング	可撤性()・副模型()・単純() 辺縁部明示() トリミング()
	咬合器付着	使用咬合器の種類 チェックバイトのトリミング 咬合器付着の浮き上り 歯型の咬合クリアランス等	咬合器() トリミング() 残存歯部咬合接触状態() クリアランス()
	蠟型採得	解剖学的・臨床的歯冠形態の付与 咬合接触関係 隣在歯接触関係 辺縁部の適合性	形態() 咬合関係() 隣在歯関係() 適合性()
	埋没、鋳造	鋳型材の種類 混水比 加熱スケジュール 合金の種類、使用量 鋳造体の点検	クリストバライト系・ノーマル()・急速()・その他() 小()・標準()・大() ファーンズ温度・時間設定() 合金()・その他() 鋳巣()・バリ()・鋳込み不足()・表面あれ()
	研磨	研磨材料・術式	研磨材()・研磨術式()
	製作物の点検	最終点検	指示内容確認() 形態()・咬合接触関係()・隣在歯接触関係() 辺縁部適合性()・表面滑沢性()
	洗浄、消毒	洗浄・消毒	洗浄、消毒()
	点検、検査		検印()・点検、検査日：平成 年 月 日
		指示書の保管	指示書()
	引渡し	引渡し年月日	平成 年 月 日
5 クラウン試適 (仮着)			
6 クラウン装着 予後経過観察		作業模型の保管	作業模型()

附 則

■ 免許申請に必要な書類

- (1) 免許申請書（一般財団法人 歯科医療振興財団で配布した申請書用紙を必ず使用して下さい。）
- (2) 歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）の合格証書の写し（ただし、申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合は、上記の書類の添付を省略することができる。）
- (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限り。以下同じ。）日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写しをつけて下さい（発行の日6カ月以内のもの）。
- (4) 診断書
視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書で、所定の診断書用紙を使用して下さい（発行の日から1カ月以内のもの）。
- (5) 国家試験合格後1年以上経過した場合は、現在まで歯科技工士業務に従事していない旨の申述書（様式は任意）をつけて下さい。

免許申請書の書き方

(1) 記載にあたっては2枚複写ですので、黒のボールペンで所定の欄内に強く記入して下さい。該当する不動文字を○で囲み、※印の部分は記入しないで下さい。数字は右側につめて記入して下さい。

例 「

	1	3
--	---	---

」

(2) 文字はかい書で正確に記入して下さい。ただし、氏名は戸籍に記載されている文字を用いて下さい。また、氏名については記名押印又は署名のいずれかにより記載して下さい。旧姓または通称名の記載を希望の場合は、該当する欄に記入して下さい。

(3) 日本の国籍を持たない者は、本籍地に国籍を、生年月日については西暦で記入して下さい。

(4) 住所欄は都道府県名から番地までと、マンション・アパート名、〇〇棟〇〇号室まで記入して下さい。

(5) 受験地コード欄、本籍地コード欄は、下記により該当する番号を記入して下さい。

都道府県コード

01 北海道	02 青森県	03 岩手県	04 宮城県	05 秋田県
06 山形県	07 福島県	08 茨城県	09 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県
36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県
46 鹿児島県	47 沖縄県	48 韓国	49 朝鮮	50 中国
51 ベトナム	52 その他			

登録免許税の納め方

登録免許税として9,000円分の収入印紙を、申請書の収入印紙欄に貼って下さい（収入印紙は絶対に消印しないで下さい）。領収証書の場合は、申請書を記載後1枚目の裏面に貼って下さい。

免許の申請に係る手数料の納め方

手数料として4,750円を一般財団法人 歯科医療振興財団所定の払込書用紙により、郵便局又は銀行に振込み「郵便振替払込受付証明書」を、申請書記載後1枚目の裏面に貼って下さい。

免許申請書の提出方法

免許申請書、診断書、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し）の順にそろえ、免許証送付用宛名用紙に住所・氏名を記入のうえ、一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れて、書留で郵送して下さい。

申請先及び問合わせ先

免許申請書の提出先及び問合わせ先については、次のところをお願いします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381

◎ 免許証明書がお手元に届くまで日数がかかるため「登録済証明書」を発行しますので、所定のはがきに85円切手を貼り、表面に受取先の住所（郵便番号も書いて下さい）及び氏名を書いて、免許申請時に提出して下さい。

また、はがきの裏面は氏名のみ記入（戸籍の文字で）し、その他の欄は一般財団法人 歯科医療振興財団において記入しますので何も書かないで下さい。



<参照書式>

※申請書用紙

記入 不要	登録番号	収入印紙欄 (収入印紙は消印しないでください)
	登録年月日	

様式第一号(第一條の三関係)

歯科技工士免許申請書

平成 令和	年	月	施行	歯科技工士国家試験合格	受験地	受験番号	受験地コード
----------	---	---	----	-------------	-----	------	--------

次の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1 歯科医療又は歯科技工士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
(有の場合、違反の事実及び年月日)

有・無 _____

2 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)

有・無 _____

3 旧姓併記の希望の有無。

有・無 _____

4 過去に歯科技工士免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)

有・無 _____

上記により歯科技工士免許を申請します。

令和 年 月 日



本籍地コード	本籍(国籍)	都道府県
--------	--------	------

電話番号	()
住所	〒 都道府県

ふりがな	(氏)	(名)
氏名	(旧姓)	
通称名		

性別	男
	女

生年月日	昭和 平成 西暦	年	月	日
------	----------------	---	---	---

受付印

一般財団法人
歯科医療振興財団

理事長 殿

■名簿訂正・免許証書換え交付申請に必要な書類等

- (1) 名簿訂正・免許証書換え交付申請書
(一般財団法人 歯科医療振興財団で配布する申請書用紙を使用して下さい。)
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写しをつけて下さい。
- (3) 免許証
- (4) 遅延理由書
(戸籍に変更を生じてから30日を超えている場合は添付して下さい。)
- (5) 収入印紙(1,000円分)
- (6) 手数料の郵便振替払込受付証明書

■名簿訂正・免許証書換え交付申請書の書き方

- (1) 記載にあたっては2枚複写ですので、黒のボールペンを用いてかい書ではっきり強く書いて下さい。
該当する不動文字を○で囲み、※印欄は記入しないで下さい。
数字は右側につめて記入して下さい。例

		1	2	3	4
--	--	---	---	---	---

氏名の文字は戸籍に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (2) 登録都道府県名欄は、都道府県知事交付の免許証の場合のみ、発行都道府県名を記入して下さい。

(3) 変更を生じた事項の記入

「変更前」の欄は添付する免許証の本籍・氏名・生年月日を記入して下さい。

「変更後」の欄は変更があった事項のみ記入して下さい。

氏名については変更前・変更後ともにふりがなをつけて下さい。

日本国籍を持たない者は、本籍欄に国籍を、生年月日は西暦で記入して下さい。

旧姓使用を希望の場合は、旧姓欄に記入して下さい。

■ 戸籍の謄本又は抄本は、訂正事項の変更経過が記載されているものを添付して下さい。

変更が2回以上ある場合は、変更前から変更後（第1回）、変更後（第2回）の記入順に、変更経過の順を追って明らかにできる戸籍抄本（謄本）又は除籍抄本（謄本）が必要です。

■ 免許証は、折って添付して下さい。

■ 遅延理由は、変更後30日の提出期限を超えている場合には遅れた理由を正しく書き、必ず添付して下さい。

■ 変更に係る登録免許税として、1,000円の収入印紙を申請書の収入印紙欄に貼って下さい。なお、収入印紙は絶対消印は押さないで下さい。

■ 手数料として2,850円を所定の払込書用紙により、郵便局又は銀行に振り込み、「郵便振替払込受付証明書」を申請書記入後に1枚目裏面の貼付欄に貼って下さい。

提出方法

名簿訂正・免許証書換え交付申請書、戸籍謄本又は抄本（外国籍の場

合は中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し）、**遅延理由書**（提出期限が過ぎている場合）、**免許証**の順にそろえて下さい。

免許証送付用宛名用紙に住所・氏名を記入し同封して下さい。

歯科技工士免許証が出来上がるまでに時間がかかりますので、登録番号等が早急に必要の方は申請書に同封の**登録済証明書**（ハガキ）に85円切手を貼り、表に住所氏名、裏に氏名（戸籍の文字）を記入し、申請書に添えてお送り下さい。

以上を一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れ書留で郵送して下さい。

申請先及び問合わせ先

申請書の提出先及び問合わせ先については、次のところをお願いいたします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381

<参照書式>

記入不要	登録番号	
	訂正書換え 交付年月日	

収	入	印
紙	欄	
(収入印紙は消印しないでください)		

ホチキス位置

様式第一号の二(第三条 第四条関係)

歯科技工士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録番号	第						号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
------	---	--	--	--	--	--	---	-------	----------------	---	---	---

登録都道府県名	都道府県	※コード番号			
---------	------	--------	--	--	--



変更を生じた事項

	変 更 前		変 更 後 (第 1 回)		変 更 後 (第 2 回)			
※コード番号								
本(国籍)	都道府県		都道府県		都道府県			
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)		
氏 名								
	(旧姓)		(旧姓)		(旧姓)			
旧姓併記の有無	/		有・無		有・無			
通 称 名								
生 年 月 日	昭和 平成 西暦	年	月	日	昭和 平成 西暦	年	月	日

変更の理由		※		※						
-------	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--

上記により歯科技工士名簿訂正・免許証書換え交付を申請します。

令和 年 月 日

電話番号	()
住 所	〒 都道府県
氏 名	

受 付 印

一般財団法人
歯科医療振興財団

理 事 長 殿

※印の欄は記載しないこと。

名簿登録抹消申請に必要な書類

- (1) 名簿登録抹消申請書（一般財団法人 歯科医療振興財団で配布した申請書用紙を必ず使用して下さい。）
- (2) 戸籍抄(謄)本，死亡診断書，死体検案書，失踪宣告書等の該当するもの（外国人登録者は市区町村長の発行する閉鎖証明書）
- (3) 免許証
- (4) 提出期限（30日以内）を過ぎている時は，別紙遅延理由書を添付して下さい。

名簿登録抹消申請書の書き方

- (1) 記載にあたっては，黒のボールペンで所定の欄内に記入して下さい。該当する不動文字を○で囲み，※印の部分は記入しないで下さい。数字は右側につめて記入して下さい。

例 「

	1	3
--	---	---

」

- (2) 文字はかい書で正確に記入して下さい。
ただし，氏名は戸籍に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (3) 登録都道府県名欄は，都道府県知事交付の免許証の場合のみ，発行都道府県名を記入して下さい。
- (4) 日本の国籍を持たない者は，本籍欄に国籍を，生年月日については西暦で記入して下さい。
- (5) 住所欄は都道府県名から番地までと，マンション・アパート名，○○棟○○号室まで記入して下さい。

■名簿登録抹消申請書の提出方法

名簿登録抹消申請書、戸籍抄(謄)本(外国人登録者は、市区町村長の発行する閉鎖証明書)、死亡診断書(死体検案、失踪宣告に該当する場合はその書類)、免許証、遅延理由書(提出期限が過ぎている場合)の順にそろえ、一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れて書留で郵送して下さい。

■申請先及び問合わせ先

申請書の提出先及び問合わせ先については、次のところをお願いいたします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381

< 参照書式 >

※ 抹 消 年 月 日		歯科技工士籍(名簿)登録抹消(消除)申請書
----------------	--	-----------------------

登 録 番 号	第							号	登 録 年 月 日	昭 和						平 成	年	月	日
---------	---	--	--	--	--	--	--	---	-----------	-----	--	--	--	--	--	-----	---	---	---

登録都道府県名		都 道 府 県
---------	--	------------

※コード番号			
本 籍 (国 籍)		都 道 府 県	

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		

生 年 月 日	昭 和							年	月	日
	平 成									

抹 消 理 由 の 生 じ た 年 月 日	平 成							年	月	日
	令 和									

※コード番号		
抹消(消除)理由	死 亡 ・ 失 踪 ・ その他	

上記により歯科技工士名簿の登録を抹消されたく免許証明書
及び関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

住 所			
氏 名		続 柄	
電 話	()		

一般財団法人
歯科医療振興財団
理 事 長 殿

※印の欄は記載しないこと。

※ 財 団 の 受 付 印

--



様式第三号
(第四条関係)

■再交付申請に必要な書類

- (1) 歯科技工士免許証再交付申請書
(一般財団法人 歯科医療振興財団で配布した申請書用紙を必ず使用して下さい。)
- (2) (破った・汚した場合) 免許証
- (3) (失った場合) 亡失申し立て書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票(本籍記載のものに限る)
(日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し)

■再交付申請書の書き方

- (1) 記載にあたっては2枚複写ですので、黒のボールペンで所定の欄内に強く記入して下さい。該当する不動文字を○で囲み、※印の部分は記入しないで下さい。数字は右側につめて記入して下さい。
例 「

	1	3
--	---	---

」
- (2) 文字はかい書で正確に記入して下さい。
ただし、氏名は戸籍に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (3) 登録都道府県名欄は、都道府県知事交付の免許証の場合のみ、発行都道府県名を記入して下さい。
- (4) 日本の国籍を持たない者は、本籍欄に国籍を、生年月日については西暦で記入して下さい。
- (5) 住所欄は都道府県名から番地までと、マンション・アパート名、○○棟○○号室まで記入して下さい。

(6) 本籍地コード欄は、下記により該当する番号を記入して下さい。

都道府県コード

01 北海道	02 青森県	03 岩手県	04 宮城県	05 秋田県
06 山形県	07 福島県	08 茨城県	09 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県
36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県
46 鹿児島県	47 沖縄県	48 韓国	49 朝鮮	50 中国
51 ベトナム	52 その他			

再交付申請に係る手数料の納め方

手数料として、3,100円を一般財団法人 歯科医療振興財団所定の払込書用紙により、郵便局又は銀行に振込み「郵便振替払込受付証明書」を、申請書記載後1枚目の裏面に貼って下さい。

免許証再交付申請書の提出方法

免許証再交付申請書、免許証、亡失申し立て書、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の順にそろえ、免許証送付宛名用紙に住所・氏名を記入の

うえ、一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れて、書留で郵送して下さい。

歯科技工士免許証が出来上がるまでに時間がかかりますので、登録番号等が早急に必要の方は申請書に同封の登録済証明書（ハガキ）に85円切手を貼り、表に住所氏名、裏に氏名（戸籍の文字）を記入し、申請書に添えてお送り下さい。

■申請先及び問合わせ先

申請書の提出先及び問合わせ先については、次のところをお願いいたします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381



< 参照書式 >

記入 不要	登録番号	
	再交付年月日	

ホチキス位置

様式第二号（第四条の一関係）

歯科技工士免許証再交付申請書

登録番号	第								号	登録年月日	昭和	平成	年	月	日
------	---	--	--	--	--	--	--	--	---	-------	----	----	---	---	---

登録都道府県名		都道府県	※コード番号	
---------	--	------	--------	--

※コード番号			
本籍 (国籍)		都道府県	



ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
通称名		

性別	男
	女

生年月日	昭和	平成	西暦	年	月	日	※				
------	----	----	----	---	---	---	---	--	--	--	--

免許取得資格	昭和	平成	年	月	施行	歯科技工士試験合格	受験地	
--------	----	----	---	---	----	-----------	-----	--

上記の歯科技工士免許証を（破った・汚した・失った）
ので関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。

令和 年 月 日

電話番号	()
住所	〒 都道府県
氏名	

受付印

一般財団法人
歯科医療振興財団

理事長 殿

※印の欄は記載しないこと。

就業歯科技工士数，就業場所・性・都道府県別（令和4年（2022年）未現在）

都道府県	総数		歯科技工所		病院・診療所		歯科技工士学校 又は養成所		事業所		その他							
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			
																男	女	
全国	32942	25499	7443	24012	19657	4355	8159	5430	2729	280	179	101	249	177	72	242	56	186
北海道	1787	1421	366	1350	1127	223	330	228	102	30	18	12	73	44	29	4	—	—
青森	447	353	94	248	203	45	193	145	48	6	5	1	—	—	—	—	—	—
岩手	474	359	115	289	241	48	180	114	66	1	1	—	2	1	1	2	—	—
宮城	682	447	235	446	330	116	227	111	116	6	5	1	3	1	2	—	—	—
秋田	369	289	80	208	174	34	160	114	46	—	—	—	1	1	—	—	—	—
山形	417	264	153	256	195	61	155	65	90	1	—	1	2	1	1	3	—	—
福島	659	517	142	480	412	68	171	100	71	5	3	2	2	1	1	1	1	—
茨城	631	453	178	458	359	99	162	89	73	9	3	6	1	1	—	1	1	—
栃木	400	308	92	322	270	52	76	36	40	—	—	—	1	1	—	1	1	—
群馬	569	441	128	474	377	97	90	61	29	—	—	—	2	1	1	3	2	1
埼玉	708	569	139	567	481	86	127	77	50	12	9	3	1	1	—	1	1	—
千葉	946	751	195	755	638	117	179	107	72	8	2	6	3	3	—	1	1	—
東京都	3435	2484	951	2612	2056	556	554	367	187	32	18	14	50	32	18	187	11	176
神奈川県	1830	1417	413	1578	1247	331	222	146	76	24	18	6	5	5	—	1	1	—
新潟	821	589	232	647	497	150	165	87	78	4	2	2	5	3	2	—	—	—

都道府県	総数		歯科技工所		病院・診療所		歯科技工士学校 又は養成所		事業所		その他				
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			
富山	403	225	178	240	156	84	151	59	92	5	3	2	2	2	—
石川	389	252	137	230	169	61	157	82	75	1	—	1	—	1	—
福井	243	194	49	172	149	23	67	42	25	1	—	1	2	1	—
山梨	255	221	34	202	181	21	50	37	13	—	—	—	1	1	—
長野	614	467	147	465	371	94	146	93	53	—	—	—	2	2	—
岐阜	560	439	121	383	319	64	172	116	56	4	3	1	1	1	—
静岡	941	800	141	676	603	73	252	189	63	6	2	4	4	3	—
愛知	1752	1455	297	1404	1203	201	329	239	90	17	11	6	2	2	—
三重	467	367	100	344	291	53	122	76	46	—	—	—	1	—	—
滋賀	370	281	89	289	242	47	77	37	40	—	—	—	2	1	1
京都府	525	402	123	316	270	46	184	116	68	5	4	1	17	10	7
大阪府	2364	1901	463	1770	1466	304	548	398	150	26	20	6	17	15	2
兵庫	1219	985	234	895	776	119	312	199	113	4	3	1	5	5	—
奈良	272	231	41	192	177	15	70	47	23	—	—	—	8	5	3
和歌山	258	235	23	197	181	16	60	53	7	—	—	—	1	1	—
鳥取	241	152	89	137	95	42	103	57	46	1	—	1	—	—	—
島根	240	168	72	124	87	37	113	79	34	3	2	1	—	—	—
岡山	570	434	136	379	314	65	185	115	70	6	5	1	—	—	—
広島	960	700	260	703	545	158	233	144	89	19	9	10	1	—	1
山口	450	379	71	307	268	39	140	109	31	2	1	1	1	1	—

都道府県	総数			歯科技工所			病院・診療所			歯科技工士学校 又は養成所			事業所			その他		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
徳島	396	316	80	309	250	59	80	60	20	4	3	1	1	1	—	2	2	—
香川	549	413	136	421	338	83	122	69	53	5	5	—	—	—	—	1	1	—
愛媛	380	305	75	228	187	41	149	116	33	1	1	—	—	—	—	2	1	1
高知	225	188	37	113	97	16	100	80	20	—	—	—	9	9	—	3	2	1
福岡	1353	1080	273	980	795	185	359	272	87	4	3	1	10	10	—	—	—	—
佐賀	226	191	35	139	120	19	82	68	14	4	3	1	1	—	1	—	—	—
長崎	404	354	50	249	226	23	153	126	27	—	—	—	2	2	—	—	—	—
熊本	560	416	144	368	284	84	181	126	55	8	4	4	1	1	—	2	1	1
大分	604	451	153	481	352	129	115	93	22	7	5	2	1	1	—	—	—	—
宮崎	344	294	50	199	179	20	141	111	30	3	3	—	1	1	—	—	—	—
鹿児島	407	349	58	264	233	31	136	110	26	5	4	1	2	2	—	—	—	—
沖縄	226	192	34	146	126	20	79	65	14	1	1	—	—	—	—	—	—	—

資料：令和4年(2022年)厚生労働省「衛生行政報告例」

歯科技工所数，歯科技工士数・都道府県別（令和4年（2022年）末現在）

	総数	業務に従事する者数									
		1人	2人	3人	4人	5～9人	10～19人	20～49人	50人以上		
全国	20841	15848	2647	870	484	686	188	99	19		
北海道	1214	909	173	62	26	30	5	8	1		
青森	210	167	23	8	1	10	—	1	—		
岩手	202	134	44	12	6	2	4	—	—		
宮城	353	228	62	24	15	16	7	1	—		
秋田	153	118	23	4	3	5	—	—	—		
山形	162	105	42	4	2	7	2	—	—		
福島	446	339	66	20	7	9	3	1	1		
茨城	469	377	55	16	6	13	2	—	—		
栃木	436	361	45	17	4	9	—	—	—		
群馬	371	305	36	7	6	13	—	4	—		
埼玉	1096	891	107	42	27	23	6	—	—		
千葉	823	643	95	24	12	36	9	2	2		
東京都	1838	1217	291	119	75	97	25	13	1		
神奈川県	1319	995	166	47	29	56	18	5	3		
新潟	392	274	66	18	14	14	—	5	1		

	総数	業務に従事する者数									
		1人	2人	3人	4人	5～9人	10～19人	20～49人	50人以上		
富山	153	100	31	13	4	4	1	—	—	—	
石川	169	140	19	4	2	2	1	1	—	—	
福井	113	85	17	2	2	5	1	1	—	—	
山梨	194	167	12	6	6	3	—	—	—	—	
長野	406	331	52	6	6	7	2	2	—	—	
岐阜	472	383	56	14	11	6	1	1	—	—	
静岡	679	557	68	25	7	16	5	1	—	—	
愛知	1268	955	183	41	29	42	13	5	—	—	
三重	281	225	30	9	6	9	2	—	—	—	
滋賀	235	165	39	13	6	6	3	3	—	—	
京都府	436	349	43	15	12	17	—	—	—	—	
大阪府	1245	856	166	72	36	76	23	14	2	—	
兵庫	897	725	90	36	19	18	6	3	—	—	
奈良	243	203	29	4	1	6	—	—	—	—	
和歌山	181	159	12	1	2	6	1	—	—	—	
鳥取	75	46	14	6	4	4	1	—	—	—	
島根	77	63	8	1	—	4	1	—	—	—	
岡山	358	298	30	15	7	6	1	1	—	—	
広島	484	353	68	25	10	16	9	2	1	—	
山口	205	171	14	6	3	7	2	2	—	—	

	総数	業務に従事する者数									
		1人	2人	3人	4人	5～9人	10～19人	20～49人	50人以上		
徳島	144	114	12	7	4	2	2	1	2		
香川	172	131	17	12	1	6	2	1	2		
愛媛	251	205	26	9	2	5	1	3	—		
高知	125	102	13	4	2	3	1	—	—		
福岡	1027	757	135	52	31	33	9	8	2		
佐賀	127	104	14	3	4	1	1	—	—		
長崎	245	205	20	6	6	6	2	—	—		
熊本	305	222	40	12	7	15	5	3	1		
大分	169	104	31	9	7	6	5	7	—		
宮崎	165	133	17	7	4	2	2	—	—		
鹿児島	299	260	21	4	5	6	3	—	—		
沖縄	157	117	26	7	5	1	1	—	—		

資料：令和4年（2022年）厚生労働省「衛生行政報告例」

<協 賛>

医歯薬出版株式会社
株式会社 松風

(50音順)

2025年2月 発行

編集・発行 一般財団法人 口腔保健協会

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル

電話 (03) 3947-8301

Fax (03) 3947-8073

(非売品)

グローバルヘルスの現場から 見えたこと

—ハルマッタンの風に運ばれて—

池田 憲昭

歯科医師である著者が、なぜグローバルヘルスの専門家になったのか。サブサハラ・アフリカの保健開発の現場でなにを経験してきたのか、キャリアパスを辿りながら書き留めた。

読者がグローバルヘルスと聞いた際、すぐに「世界中の人々が公平に健康を達成すること」とすぐにイメージ・目的が思い浮かび、また、若い読者にはグローバルヘルスがキャリアの選択肢となるようにとのメッセージが込められた一冊となった。

【目次】

- 第一章 口腔外科医からグローバルヘルス専門家へ、二つのキャリアを経験して
- 第二章 グローバルヘルスの現場から見えたこと —開発援助が必要な人たちに届くために
- 第三章 アフリカにおける病院サービスの質改善の挑戦
—日本型マネジメント 5S-Kaizen をアフリカの病院変革に適用して
- 第四章 グローバルヘルス専門家の働き方
—私の事例、とくに政策顧問の経験から
- 第五章 グローバルヘルスを仕事にする
—若い人たちへ



- 新書判 ●228 ページ
- 本体価格 1,800 円+税
- 送料 370 円
- ISBN978-4-89605-394-4